

### 第32回南幌町農業委員会総会議事録

令和5年1月26日（木）午前10時00分より、役場庁議室において  
第32回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者	6	番	青	木	義	春
	9	番	上	野	勇	樹



議長 これより、第32回南幌町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席者は10名でございます。  
青木委員、上野委員におかれましては欠席届が出されております。ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。1番 白倉 委員、2番 立川 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第32回南幌町農業委員会総会は、1月26日 本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第32回南幌町農業委員会総会は、1月26日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和4年12月23日、第31回農業委員会総会を開催した。  
令和5年 1月10日、新年交礼会に会長及び会長職務代理者出席した。

1月19日、南幌町都市計画審議会に会長出席した。  
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

---

議長 日程第4 報告第1号 農地の使用貸借解除についてを議題と

いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農地の使用貸借解除について。

このことについて、農地使用貸借の解除した旨の通知があったので報告する。

令和5年1月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農地の使用貸借の解除につきましては、2件でございます。

1件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で3,802㎡となり、使用貸借の解約日は、令和5年1月〇〇日でございます。

2件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で4,981㎡となり、使用貸借の解約日は、令和5年1月〇〇日でございます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農地の使用貸借の解除については報告済みといたします。

---

議長 日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、  
賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、可否について意見を  
求める。

令和5年1月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の  
規定による通知につきましては、1件でございます。

賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。  
賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇 〇〇。  
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で  
2,726㎡他計8筆ございまして69,967㎡となり、  
賃貸借の合意解約日は、令和5年1月〇〇日でございます。  
以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定  
による通知については、提案のとおり承認することにご異議あり  
ませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ  
とに決しました。

---

議長 **日程第6** 議案第2号 農用地等のあっせん申出についてを議  
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん申出について。

南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の指名を願う。

令和5年1月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地の所在は空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で4,981㎡となります。

以上でございます。

8 番 議長 8 番

議長 8 番 野呂田委員

8 番 只今申出のありましたあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇〇〇〇〇が適格であると提案いたします。

議長 只今、野呂田委員より相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、3番 久保委員、5番 南 委員、8番 野呂田委員が適当であると提案いたします。以上でございます。

議長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第2号 農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議長 **日程第7** 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。  
令和5年1月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、利用権の設定が8件でございます。

初めに、利用権の設定の整理番号4の1の1から4の1の5までを説明します。

整理番号4の1の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で23,078㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年1月26日までの〇年間となります。

整理番号4の1の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で1,917㎡他計6筆ございまして、85,883㎡となります。利用権の期間ですが、

令和〇年〇〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号4の1の3の借り手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で32,351㎡他計3筆ございまして、49,711㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年〇〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号4の1の4の借り手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で19,711㎡他計3筆ございまして、79,329㎡となります。利用権の期間ですが、令和9年11月27日までの〇年間となります。

整理番号4の1の5の借り手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で2,726㎡他計9筆ございまして、73,769㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月24日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。  
以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第3号 農用地利用集積計画の決定、利用権の設定の整理番号4の1の1から5までについては提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。



利用権の設定の整理番号4の1の6から8については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により立川委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4の1の6の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で9, 917㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年1月26日までの〇〇年間となります。

整理番号4の1の7の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で9, 917㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号4の1の8の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。空知郡南幌町南18線西21番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、畑で1, 585㎡他4筆ございまして、48, 831㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年1月26日までの〇〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。利用権の設定の整理番号4の1の6から8  
までについては、提案のとおり承認することにご異議ありません  
か。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認する  
ことに決しました。  
退席しております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩とい  
たします。

(暫時休憩し、立川委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしま  
した。  
第32回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたした  
いと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第32回南幌町農業委員会総会  
は只今を以って閉会といたします。

(午前10時15分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

1 番

2 番